

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般財団法人熊本県剣道連盟と称する。

2 当法人の略称は「熊本県剣道連盟」又は「熊剣連」とする。

3 当法人の英文表記は、Kumamoto Prefecture Kendo Federation とし、その略称は、「KPKF」とする。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区水前寺5丁目23番2号熊本武道館内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、熊本県内における剣道（居合道及び杖道を含む。以下同じ。）の普及啓発を図り、剣道の理念を究明し、もって県民の人間形成に資するとともに、併せて体力の向上及び健康の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 県下の各種大会の開催

(2) 全国剣道大会及び県外大会への参加

(3) 剣道の一級位及び初段位ないし五段位の審査並びに称号の推薦

(4) 剣道に関する研究指導及び講演会・講習会等の開催

(5) 指導者の育成

(6) 剣道功労者の表彰及び先師の弔祭

(7) 野田派二天一流、その他古武道の伝承及び奨励並びにその文献・資料の収集保存

(8) 関係官庁、関係団体との連絡及び協力

(9) 加盟団体の組織の指導・強化、発展及び相互の連絡

(10) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置く。

第2章 加盟団体

(加盟団体)

第7条 県内の1の市町村又は2以上の市町村を単位として結成した剣道団体で、当法人の目的に賛同するものは当法人の加盟団体(以下、「加盟団体」という。)となることができる。

(加入)

第8条 加盟団体の加入は、理事会及び評議員会の決議を要する。

(加入手続)

第9条 加入を希望する団体は、所定の様式により加入申込みを行う。

(権利義務等)

第10条 加盟団体は、次の権利及び義務を有する。

- (1) 加盟団体の所属会員は、当法人主催の各種大会・稽古会・講演会・講習会などに参加することができる。
- (2) 加盟団体は、その所属会員の称号の推薦及び段・級位の審査を申請することができる。
- (3) 加盟団体は、講師・審判員・指導員の派遣を申請することができる。
- (4) 加盟団体は、当法人で定めた定款及び諸規則を遵守し、剣道の健全な普及発展に努めなければならない。
- (5) 加盟団体は、当法人の名誉を毀損し、信用を失墜する行為をしてはならない。
- (6) 加盟団体は、その組織の運営等に関し、当法人に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる事項については、当法人にすみやかに通知しなければならない。

(会費)

第 11 条 加盟団体は、理事会及び評議員会の決議により別に定める入会金及び分担金を納入しなければならない。

(退会及び除名)

第 12 条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出しなければならない。また、加盟団体又はその会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ議決に加わることができる理事又は評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て、会長がこれを除名することができる。ただしこの場合、理事会及び評議員会の決議をする前にその加盟団体の代表者又はその会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の義務に違反したとき。
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(準加盟団体)

第 13 条 特定組織を代表する剣道団体が当法人の目的に賛同し、当法人に加入を希望した場合は、理事会及び評議員会の決議を経て準加盟団体として取り扱うことができる。

- 2 第 8 条ないし第 10 条及び第 12 条の規定は準加盟団体について、これを準用する。この場合において、「加盟団体」とあるのは、「準加盟団体」と読み替えるものとする。

(分担金)

第 14 条 準加盟団体は、理事会及び評議員会の決議に基づき、別に定める分担金を毎年度納入するものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の拠出、その価額及び基本財産)

第 15 条 当法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

現金 300 万円

- 2 当法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、前項に定めた財産及び評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。
- 3 基本財産は、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとする

き及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上にあたる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第16条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第17条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第18条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第19条 当法人に評議員3名以上18名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 20 条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員は、当法人又はその子法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第 21 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

- 3 第 19 条で定めた評議員の員数が欠けることとなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 22 条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を執行するために必要とする費用を支払うことができる。

第 2 節 評議員会

(評議員会の構成)

第 23 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の権限)

第 24 条 評議員会は、次の事項に限り決議することができる。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (6) 残余財産の帰属先の決定
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) 理事会が評議員会に付議した事項
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(評議員会の開催)

第 25 条 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(評議員会の招集権者)

第 26 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員の 2 分の 1 以上の同意を得た上で、評議員会の目的である事項及び招集の理由を書面により示して、評議員会の招集を請求することができる。この請求があった場合、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集手続)

第 27 条 会長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所、目的である事項等を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。

(評議員会の議長)

第 28 条 評議員会の議長は、評議員の互選によって選出する。

(評議員会の決議)

第 29 条 評議員会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 3 4 条第 1 項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(評議員会の決議の省略)

第 30 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会への報告の省略)

第 31 条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第 32 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

- 2 評議員会の議長及び出席評議員の代表（議長に選出された者を除く）2名以上が、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名しなければならない。

(評議員会規則)

第 33 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会の規則で定める。

第 5 章 役員及び理事会

第 1 節 役員

(役員の数、会長及び業務執行理事)

第 34 条 当法人に次の役員を置く。

理事 20名以上28名以内

監事 1名以上2名以内

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、「会長」と称する。
- 3 代表理事以外の理事のうち、業務執行理事として、副会長4名以内、専務理事1名及び常任理事（会計担当理事を含む）8名以内を置く。

(役員を選任及び選定)

第 35 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 会長、副会長及び専務理事は、当法人の会計担当理事を兼ねることができない。
- 4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 36 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の業務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を助け、業務を執行し、会長に欠員又は事故あるときは、会長の職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を整理し執行する。
- 5 常任理事は、会長、副会長、専務理事を補佐し、理事会の決議に基づき業務を分担執行し、その職務執行の円滑化をはかり、専務理事に欠員又は事故あるときは、理事会があらかじめ定めた順序により、専務理事の職務を代行する。
- 6 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 37 条 監事は、当法人の業務及び財務に関し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること
- (4) その他、法令上の権限を行使すること

(役員任期)

第 38 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 第34条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第39条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、その理事又は監事を評議員会の決議によって解任することができる。ただし、解任する場合の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第40条 役員は原則として無報酬とする。ただし、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、前項の規定にかかわらず、理事会において別に定めるところにより、当該役員の職務を行うために必要な費用を支払うことができる。

第2節 理事会

(理事会の権限)

第41条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 当法人の事業計画並びに予算の決定
- (3) 理事の職務執行の監督
- (4) 会長・副会長及び業務執行理事の選定及び解職
- (5) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(理事会の招集権者)

第 42 条 会長は、毎事業年度 2 回、通常理事会を招集しなければならない。

2 会長は、必要がある場合には、いつでも臨時理事会を招集することができる。

3 会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、臨時理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

5 監事は、必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。

6 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、臨時理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第 43 条 理事会を招集する者は、理事会の日の 5 日前までに、各役員に対して理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面又は電磁方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、役員の実員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 44 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。ただし会長が欠けたときは、副会長がこれに当たるものとする。

(理事会の決議)

第 45 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 46 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べ

たときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第 47 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、この規定は、第 36 条第 6 項の規定による報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第 48 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成しなければならない。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

3 前項の議事録は、当該理事会の日から 10 年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(常任理事会)

第 49 条 当法人に任意の機関として、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、会長が随時招集する。

4 常任理事会の議長は、専務理事がこれに当たる。ただし専務理事が欠けたときは、副会長がこれに当たる。

5 常任理事会は、理事会に付議すべき事項について審議し、理事会に提案する。

(理事会規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 6 章 名誉会長、顧問等

(名誉会長、名誉顧問、顧問、相談役)

第 51 条 当法人に名誉会長、名誉顧問、顧問及び相談役を置くことができる。

2 名誉会長、名誉顧問、顧問及び相談役は、会長が理事会に諮って委嘱する。

3 名誉会長は、会長及び理事会の諮問に応じ意見を述べ、名誉顧問、顧

問及び相談役は理事会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

- 4 名誉会長、名誉顧問、顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第7章 部会及び委員会

(部会及び専門委員会の設置)

第52条 当法人に、居合道部会、杖道部会及び専門委員会を置くことができる。

- 2 部会及び専門委員会の設置並びにその名称、組織運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 部会及び専門委員会の委員は会長が委嘱する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第53条 当法人の事務処理のため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第54条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事及び監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事録
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規定
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第55条 この定款は、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、当法人の目的並びに評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第56条 当法人は、基本財産の滅失その他事由による当法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第10章 附 則

(設立時評議員)

第58条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員	北園雄一	永吉桂輔	小島公生
	楯岡 明	佐藤 智	松岡千利
	小堀孝二	富田賢一	大久保豊
	園田尚志	吉村利一	立場正満
	田代 修	大塚昭一	日野 昇
	平田光二	水本健次	内田利憲

(設立時役員等)

第59条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	尾方正照	宮村泰秀	雨森隆之
	三嶋久美	山下照喜	松藤誠郎
	栗崎敬一	平野 亨	紫垣正刀
	濱本理英	田ノ上輝	益田大輔
	西川克幸	刃野木英一	小島隆一
	津留栄二	村山龍一	今村了介
	西坂純一	福永健司	中川誠志
	蓑田陽一	桑原弘幸	川野 了
	杉本重朗	永田義治	池永泰雄

設立時代表理事 尾方正照
設立時監事 稲葉英光 本田一晃

(最初の事業計画等)

第 60 条 当法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

(最初の事業年度)

第 61 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 62 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

熊本県熊本市中央区水前寺 5 丁目 2 3 番 2 号 熊本武道館内

設立者 熊本県剣道連盟

上記代表者

熊本県熊本市東区神園 2 丁目 7 番 3 9 号

尾 方 正 照

(地位の継承)

第 63 条 当法人の設立にともない、熊本県剣道連盟の権利義務のすべてを当法人が継承する。

(委任)

第 64 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(法令の準拠)

第 65 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般財団法人熊本県剣道連盟の設立のため、設立者熊本県剣道連盟 代表者尾方正照の定款作成代理人司法書士井上勝己 は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

令和4年3月16日

設立者

熊本県熊本市中央区水前寺5丁目23番2号 熊本武道館内

熊本県剣道連盟

上記代表者

熊本県熊本市東区神園2丁目7番39号

尾方 正照

定款作成代理人

熊本市中央区大江6丁目9番9号

司法書士 井上 勝己